

九条の輝きを世界へ

医療九条の会・北海道 会報 第2号

発行：2008年9月 発行責任者：猫塚 義夫

札幌市北区北14西3 8-3 TEL(011)758-2648 FAX(011)716-3927 9jyo@dominiren.gr.jp

御 挨拶

医療九条の会・北海道の皆様。広く、道内の医療者の皆様。いつも会の運営その他ご声援を頂き有り難うございます。

私たちは2006年7月加藤周一先生をお招きした講演会開催を期に会を立ち上げました。爾来二年余り、いくつかの講演会・勉強会を主催し、会員も400人あまり、道南においても医療者九条の会が立ち上げの準備が始まるまでになりました。夢中で2年間を駆け抜けましたが、肝心の我々の言論の砦を定期的に刊行することなく、荏苒時を過ぎてまいりました。第1号の称するにはまことに汗顔の至りですが此処にお届けする次第です。

内容は

①本年6月30日札幌で行われた高橋哲哉教授の講演内容。②7月17日に高崎暢弁護士と黒川が交わした後期高齢者医療制度に関する対談に加筆したもの。③それに対談でも登場した米国映画マイケル・ムーア監督の SICKO の内容をパンフレット・伊藤千尋氏のシネ・フロント356号(2007年7月号)に登載された論文などをてがかりに今後期高齢者医療制度への不服請求等で揺れている北海道・日本の医療制度の批判にも資すべき内容を纏めました。④来る10月5日パークホテルで開催予定の長崎大学元学長の土山秀夫先生・”頑張らない” 地域医療に尽瘁されている鎌田實先生の講演会のご案内その他ご連絡事項を載せました。

これからも宜しくお願い致します。また会員各位の忌憚のないご意見であふれんばかりの冊子になればこれに過ぎる幸福はありません。どうか重ねて宜しくお願いします。

2008年9月 医療九条の会・北海道
共同代表 黒川 一郎 拝

高橋哲哉氏講演

「今憲法について考えたいこと」



高橋哲哉氏（東大大学院教授）は、6月28日に札幌市内で医療九条の会・北海道結成2周年講演会、翌6月29日には函館市内で道南医療九条の会準備会の旗揚げを兼ねた講演会において講演をされました。

多くの共感を呼んだ講演の内容（大要）をご紹介します。

（函館講演会実行委員会のご協力を得て、編集部の責任でまとめたものです）

改憲の手続きをすすめるのは、この間の情勢をみるといっそう困難になっています。解釈改憲でも海外派兵恒久法以外は目だった動きはありません。

その中で、改憲に反対する全国の動きは、安心している、油断している状況があり、よくないと思っています。そんな状況なので、ぜひ道南医療者九条の会を立ち上げて、運動をすすめていただきたい。

改憲反対勢力への追い風・その1

一憲法をめぐる世論調査から

今、改憲勢力が憲法改定をすすめられる状況ではありません。9条や憲法そのものの改定に対して、反対する側に追い風が吹いています。

追い風をしめす第一の根拠はこの間の世論調査の結果にでています。

憲法記念日の前後に毎年、各新聞社が調査結果を発表しています。朝日新聞はじめ憲法改定に反対の数がふえ、賛成はへっています。2004年以後、この傾向は一貫しています。

注目に値するのは読売新聞の調査結果です。

「読売」は憲法改定を社論にかかげ、運動をひっぱってきました。改定草案を自民党に先駆けて発表もしています。その新聞社の調査でも反対派がふえているのです。

とくに今年は画期的な結果になりました。「読

売」は1993年以後、毎年世論調査を発表しており、93年は憲法改正に賛成が50%、反対が33%でした。以後、賛成がふえつづけ、ピークは2004年にあり、この年は賛成が65%、反対は22%まで離されました。しかし、次の年から逆の傾向がおこり、今年15年ぶりに賛成が反対を下回りました。反対が43%、賛成が42%と逆転したのです。これは非常に画期的とっていいと思います。

「読売」の調査では、9条に限らず憲法改正への賛否も質問していて、賛否が逆転しています。憲法改定に賛成の人は、憲法制定されて60年、環境権などをかきこむべきとってききました。これらの権利は現行憲法でも対応できるという考えも憲法学会には広く存在しています。環境権を盛り込むべきという主張は、結局は9条改正への道をつける議論ともいえますが、こういった広い意味での憲法改正ですら反対がうわまわったのです。

「読売」は「9条をどうするのがいいか」の質問もしています。9条を厳密にまもって、解釈や運用で対応してもいけない、解釈改憲もみとめない、戦力、自衛隊もみとめないという立場の人、政府はあくまで専守防衛で自衛隊を軍隊とみなさないといっているが、これは解釈改憲にあたり、そういうことも認めてはいけない、こういう立場の人が読売調査でも24%います。9条をかえませんが、解釈や運用で、状況によっ

ては対応してよいという人が36%、これも改正は必要ない立場になります。前の24%を積極的護憲派とよび、9条をかえないけれど、解釈と運用で対応してよい36%を消極的護憲派とよび、あわせると60%が9条をかえる必要ないとの立場になります。解釈運用は限界で、9条を改正すべきは30%にすぎません。2対1で、9条をかえる必要ない立場が2倍になっています。

これが改憲をひっぱってきた新聞社の数字だということに重みがあります。「読売」の首脳部は頭をかかえていると思います。いくら調査をやっても逆の結果がでてくる。全国の世論がそういう方向に向いているということだなあとと思います。

世論の流れが変わった2004年という年は、前の2003年にイラク戦争がはじまり、戦争や軍事力行使では問題が解決しないと国民の多くが感じ、憲法を守ろう生かそうの運動がつけられた時期にあたります。その後、憲法を守ろう生かそうの運動がじりじり広がって、こういう世論になっているのです。

改憲反対勢力への追い風・その2

一名古屋高裁判決

憲法守る側にとって追い風がふいている第二の現れは、4月に名古屋高裁で自衛隊イラク派遣訴訟の判決がでたことにあります。

全国で、自衛隊イラク派遣は憲法9条に反する、戦場に出向き米軍を支援するのは9条に反するとの訴訟がおこされ、敗訴もありましたが、今回の名古屋高裁は画期的な判決、憲法違反の判決をだしました。

自衛隊の活動や米軍支援、日米安保、安全保障に関しては、憲法判断をこの間、司法は避けてきました。かつて、長沼ナイキ訴訟で福島裁判長が憲法違反をうちだし、砂川訴訟などでもふみこんだ判断がでていました。その後、国の安保保障に係ることは、国政最高レベルの問題として、司法は判断を避けてきたのです。統治行為にかかわるものには司法は関与しないとの立場にたってきましたが、これは三権分立に反するという考えもあります。

これに対して、名古屋高裁は画期的判決をだしました。イラクで自衛隊がおこなっている活動、陸上自衛隊が撤収し、今は航空自衛隊が活動しています。主にクウェートからイラクに、多国籍軍兵士を輸送しています。判決では、これを憲法違反、9条第1項違反としました。

判決では憲法違反だけでなく、小泉政権がつくった特措法にすら違反しているとしました。政府はあくまで人道支援であり、武力行使でないとの建前で派遣しています。イラクでの自衛隊活動は武力行使ではないと、特措法制定の中で言ってきました。特措法では、自衛隊は戦闘地域で活動してはならないともしています。小泉元首相は「自衛隊の行っている地域が非戦闘地域」といいきりました。しかし名古屋高裁は、この発言の問題点を見逃しませんでした。多国籍軍を輸送するのは、米軍の軍事行動と一体化しており、武力による威嚇または武力の行使にあたり、9条第1項に違反するとしました。さらにイラクとりわけ首都バグダットは、戦闘地域で戦闘が終結していず、自衛隊の活動は特措法にすら違反しているとしました。特措法自体が憲法違反とはいってないが、イラク派遣は憲法違反、特措法違反だとしました。司法に統治行為論がまかりとおってきた中で、ふみこんだ憲法判断といえます。

もうひとつ、平和的生存権についてもふみこんだ判決を書いています。日本国憲法が平和憲法といわれるのは9条があるからというのが普通の答えです。戦争を放棄し、戦力を保持しない、交戦権はみとめないといっている9条があるから平和憲法といわれ、これ自体、世界でもめずらしいものです。軍隊をもたないとする憲法は、実は日本だけではないが、日本はさらにふみこんだ憲法となっています。ふみこんだ内容のひとつとして、9条以外に前文の平和的生存権がある。

前文については、改憲派からは、翻訳調で日本語になってないの声もありますが、自民党の新憲法草案の前文と比較すると、現憲法のほうがはるかに格調が高いと私は思います。自民党の草案は誰が書いたかという、舛添厚労大臣という説もあります。

現行憲法の前文には「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうち

に生存する権利を有することを確認する」とあります。平和のうちに生存する権利、これが平和的生存権です。日本だけでなく、全世界の人々にこの権利があることを確認しています。

日本の憲法で、世界のことをいっても仕方ないという意見もありますが、そんなことはありません。アメリカやフランスの憲法でも普遍的な人権についてふれています。これらの憲法では、すべての人間にとっての自由とか平等といった普遍的権利をうたっています。日本の憲法がそういう普遍的権利を前文でうたっても全然おかしくありません。

全世界の人々が平和的生存権を有するのだから、ましてや日本国民は当然その権利を有しており、憲法で保障されていると私は考えます。

これまで平和的生存権は、札幌地裁長沼ナイキ訴訟の判決をのぞけば、憲法の理念をうたったものにすぎないから、法的に行使されるべき権利とはいえないという意見が司法では強かった。要するにお題目にすぎないということです。ところが名古屋高裁判決ではそうではないと述べています。平和的生存権は全ての基本的人権の基礎になり、単に理念を表明しただけでなく、憲法上の法的権利として認められると述べています。

判決では、「平和的生存権がおびやかされたときには、裁判所に対して、保護や救済を求め、法的強制処置の発動を請求できる具体的権利性が肯定される場合がある」としています。要するに平和がおびやかされたとき、たとえば戦争のときは、裁判所にうたえて戦争をやめさせることができるとしている。裁判所の判断で法的強制処置を発動できる、そういう訴えができるとしました。これは画期的です。

平和的生存権がお題目にすぎないとしたら、訴えても損害賠償とか法的強制処置が退けられます。残念ながら名古屋高裁では訴訟の損害賠償はしりぞけられました。今イラクでやっている航空自衛隊の活動は憲法違反、特措法違反だが賠償に値するほど原告の平和的生存権を侵害しているとはいえないとしました。

たとえば自衛隊がイラクで活動して、イラクの人々あるいは国際テロリストから敵視されて、その結果、東京で事件がおこって、実際に死傷者がでたら、損害賠償請求が認められるかもし

れません。平和的生存権がおびやかされる程度によっては、賠償や法的強制処置で戦争をやめさせることも理論上はできます。実際、戦争になったときに、裁判所に訴えるというのはあまりリアリティがないけれど、平和的生存権は法的保護をすべき権利といているところが重要だと思えます。

名古屋高裁の判決、つまり違憲性、違法性を認めたことと、平和的生存権を認めたことは、重要な憲法判断で、これを私たち市民が理解して運動につなげてゆくことが重要だと思えます。平和的に生きる権利を守るために、今回の判決を生かしていくことが大事です。

改憲反対勢力への追い風・その3

－ 9条世界会議

追い風の証拠の3番目であげておきたいのは、憲法9条世界会議のことです。千葉の幕張メッセにノーベル平和賞受賞者を招いて、9条は日本国民だけのものでないことを確認しました。

改憲論者は、現憲法が時代遅れ、だからかえななきゃいけないといっています。彼らは、憲法を守り生かそうというのは、日本の中だけの議論だといっているがそんなことはありません。

アジアや欧米など世界各地が、とりわけ戦争と平和に関心のあるノーベル平和賞を受賞した団体や個人が9条に注目しており、各国政府が9条の理念と同じように行動していくことが、世界平和にとって決定的に重要だと、会議の中で確認できました。会場は満杯で入りきれない人もでました。函館からの参加者もいたようですね。全国から3万人も集まり大成功でした。

自分は呼びかけ人でもあり、この日のNHKに注目していました。7時のニュースで報道されました。「幕張メッセで平和をめぐる国際会議があり、ノーベル平和賞受賞者が講演し、戦争反対、世界の平和まもることが重要と強調された」そういう報道でした。9条については一言もふれなかったのです。がっかりしたし、NHKってこういうものかと思いました。

かつて、NHKで従軍慰安婦の問題を扱った番組が、安倍官房長官や中川農水大臣（当時）の介入でむちゃくちゃに改変され、最高裁では

その改ざんが認められませんでした。実は自分も改ざんされた番組に出演していました。それ以来、HNKには不信の目をもち、批判的にみえています。その私ですら、このニュースには驚いた。9条世界会議をせっかくニュースにするのに9条にひとつもふれない、おそらく自民党や政府関係者からクレームがくることを恐れて、自己規制したのでしょう。みなさんもNHKの報道は疑いの目でみてほしい。

集会は、実際は大成功でした。来年は東京ドームでやろうという声もでています。9条が国際的に認められていることを、どんどん周りに伝えていけば、国内でも9条の再評価がすすむと思っています。

函館で道南医療者9条の会を立ち上げようとしているみなさんには、こういった、いくつかの追い風が吹いていることを励ましにがんばっていただきたいと思っています。

憲法を守りいかすこととは 一憲法が空洞化している現実

以上が9条守る立場での追い風の面です。これでよしとせず、物事は何事も批判的に見ていく必要があると私は思っています。当たり前をそう思わないで、考え直していくことが大事だと思います。9条を守りたい生かしたいという仲間内だけで、うなずきあっているだけではだめでしょう。改憲論は政治的レベルでは強まっており、安倍首相のときは改憲の一手手前までいきました。安倍政権の負の置き土産として、国民投票法がつくられて、2010年に本格施行されます。この法律は、改正する手続きのひとつであり、国民投票の法的整備にあたります。

憲法改正は、まず衆参両院議員の3分の2以上の賛成で提案、発議されます。これ自体かなり難しい課題です。過半数ではだめで3分の2が必要とされます。それで発議ができれば、さらに国民投票で過半数の賛成が必要になる。そのため手続き法、国民投票法が2年後に本格施行されます。国会の3分の2で発議ができれば憲法改正に王手がかかる。もうカウントダウンがはじまっているといえます。国民投票法がなければ、発議してもまだ時間はあったが、今

はカウントダウンの段階となっています。自民公明両党は、衆院の過半数をとっていても参院は少数。民主党が賛成しないかぎり発議できない状況にあります。しかしこの間、自民民主大連立の話がありました。もし憲法改正の大連立ということになれば、あっという間に衆参両院で3分の2になってしまいます。

私たちは、今お話ししたような追い風の面もあり、希望を捨てるどころか十分希望をもって運動をつくっていくことができます。と同時に最後に重要なこと、護憲派に足りなかったことについて反省的にお話ししたいと思います。

戦後の護憲運動があつてこそ、憲法はいいさ変えられずにきています。しかしかろうじて文言はまもってきたが、実態として憲法9条は明らかに空洞化につぐ空洞化を重ねてきたといわざるをえません。

象徴的なのは、名古屋高裁の判決が出たあとの政府や自衛隊幹部の反応です。イラク派兵が憲法違反との判決が出て、高村外務大臣は「外務大臣やめて暇になったら判決を読んでみましょうかね」と言った。航空自衛隊の幕僚長は「そんなの関係ねえ」といっている。このせりふ、みなさんご存知ですか。それが本当に象徴的だと思います。

戦後60年、憲法ができて今日まで、「憲法9条関係ねえ」と考えて、結局日本の為政者は9条に反する現実をどんどんつくってきました。

9条第2項の戦力不保持、これをまじめに考えたらどうなるか。文部省が憲法制定時につくった、あたらしい憲法の話では「戦力を放棄して大丈夫か、みなさん不安になるかもしれませんが心配はいりません。日本は正しいことをやっているのです」こういっています。

しかし朝鮮戦争以後、どんどん自衛隊が強化されて、世界有数の軍隊になってきました。軍事費は世界で5本の指にはなっています。そして「9条関係ねえ」となる、これが現実です。

政府の解釈によれば、9条があつても、最低限の防衛力は認められているから、専守防衛の自衛隊は許されるとなっています。しかし有事法制や防衛省への格上げ、イラク特措法と、どんどん既成事実を積み上げて今日に至っています。まさに為政者が「憲法9条、そんなの関係ねえ」といつてきた歴史です。

そういう為政者をかえることができなかつた。これは主権者である私たちの、これまで力が及ばないところだったといわざるをえません。

私たちがもし、憲法9条が今でも存在していることに満足して、これを守る、とにかく国民投票で過半数とって守ればいいと考えるなら、憲法を守り生かすことにはならないと思います。

率直に言って、憲法を守るといいかたに、自分は大きな違和感がある。現状で憲法はとくに守られていないからです。だから、「憲法を守る」ではなく、「憲法を守らせる」ということが必要になります。

「守らせる」というのは、現実には憲法から大きく離れている、違反している現実を憲法に近づけてゆくこと、現実をかえることを意味します。現実をそのままにしておいて、改正を阻止するために、国民投票で過半数とれるようにしよう、というだけでいいのか。今は世論調査でこちらが多数、このままいけば勝てる、じゃあそれで万歳、憲法9条が守られたかという、私はそうじゃないと思います。すでに空洞化されて、それに反する現実が蔓延しているからです。

現実を憲法9条に近づけることこそ重要、しかしこれは大変なことです。9条を守るだけではだめで、9条のもとでも、今なお、享受すべき平和にあずかれない人が現にいることにふれたいと思います。

忘れてはならない問題・その1

一 沖縄には9条は存在していない

9条を考えるときに忘れてはならない大きな問題があります。

ひとつは沖縄のこと、沖縄の現状があります。1945年におわった戦争、そして敗戦のときに、清算されるべきだった日本の歴史。こういうものが完全に清算されきれずに、戦後まで残ってしまいました。そのひとつの非常にわかりやすい例が沖縄です。本土の人間にとって、沖縄というのは、なかなか目にみえない、耳にきこえないところがあります。

日本は9条を守ってきた、ぎりぎり守ってきた、だから自衛隊員は一人も殺されず、他国の

人も殺さなかつた、そういう9条こそ大切だから守っていきましょうという考えがあります。気持ちの上では共感するが、本当は違うと思います。

それは沖縄をみればわかります。沖縄の人たちは地上戦で殺され、日本政府が結んだ条約によっておかれた沖縄の米軍基地から、ベトナム戦争、湾岸戦争、そしてイラク、アフガニスタンすべてに、米軍が出兵しています。たしかに自衛隊は他国人を殺していないが、日本に駐留する米軍がたくさん殺しています。日本政府が米国に協力していることに対して、日本国民が最終的に責任を負っています。だからこそ私たちは、沖縄のことをわすれてはいけません。

沖縄の歴史を振り返ってみます。さる6月23日が沖縄慰霊の日だった。牛島司令官が自決した日です。沖縄戦は世界の戦争の歴史でも、最も悲惨な地上戦といつていい。住民をまきこんだ戦闘になり、非戦闘員に多数の死者がでました、そういう戦争でした。その中で、一部の住民を日本軍が虐殺したり、軍が集団自決に追い込んだ例もありました。集団自決については、教科書検定で日本軍の強制とか関与をしめす記述が削られて、昨年、大きな問題になりました。沖縄では、私たちが知っている何倍もの強さ激しさで抗議が続いています。

明治になって、日本は琉球王国を廃止して、沖縄県としてくみこみました。古来、別の文化だった沖縄を日本人にして、天皇の臣民にするために皇民化教育を徹底してやり、その末の沖縄戦だったのです。

そういう歴史があったから、沖縄の住民を日本軍は信用していませんでした。住民が軍の機密をもらすことを恐れていました。だから手榴弾を渡し、追い込まれたら絶対に捕虜になってはいけないと教え込んだのです。そういう形で沖縄戦そのものが天皇制をまもる、国体まもる捨て石として戦われました。

こうして沖縄戦でいったん日本から捨てられた沖縄は、敗戦後にもう一度捨てられることとなります。1951年締結のサンフランシスコ講和条約です。日本が主権を回復して、国際社会に復帰するためにむすんだ条約で、このときをもって日本は戦後の歴史をはじめたことになっています。

この条約の第3条で、沖縄をアメリカの統治下におくことを決めました。つまり沖縄をさしだすところから日本の戦後は始まったのです。

条約をむすんだ日は日本にとっては主権回復の日、おめでたい日、しかし沖縄にとっては屈辱の日、二度日本にすてられた屈辱の日にあたります。

どうして捨てられたかという、実は昭和天皇がからんでいます。また憲法9条ともからんでいます。

太平洋戦争の末期、日本政府は昭和天皇の国体維持をどうやって保障するかが最大の関心事でした。降伏せざるをえないが、天皇制が解体されないためにはどうするかが日本政府最大の課題だったのです。実際、東京裁判で天皇が裁かれていたらどうなっていたかわかりません。

結局、アメリカが天皇を裁かないと決定した。天皇の絶大な権力を利用したほうがいいとアメリカは考えたのです。日本国民や日本軍の抵抗を避けるには、天皇の命令が必要でした。

だからマッカーサーは、来日してまず天皇に握手をもとめました。占領統治をすみやかにやっけてゆくだけでなく、当時ソ連、中国共産党が台頭しており、共産主義勢力に対して、アメリカの同盟国をつくるには、天皇制を利用するのが得策とアメリカは考えたからです。占領統治を潤滑にし、親米的な国にするために、天皇を裁かないことにしました。

連合国内にも、オーストラリアのように裁くべきとの考えもあったが、裁かないようにアメリカが動きました。そのかわり「象徴」として権限を弱めました。天皇制最大の危機がこうしてアメリカによって救われたのです。

しかし昭和天皇は安心できなかった。憲法9条があるからです。9条によって、軍隊がなくなってしまう。それまで日本軍は天皇の軍隊で、天皇が大元帥、最高司令官でした。兵士は天皇に忠誠を誓っていました。それがなくなってしまうので、おおいに不安でした。

ソ連、中国共産党の存在もありました。そのうち北朝鮮が釜山まで攻めてきた。当時の共産主義勢力に対する見方といえば、今にも日本国内で革命がおこるかもしれないというものでした。左翼が革命をおこすかもしれないという状況にあり、一方では9条で軍隊がなくなって、

天皇は大変困りました。

結局アメリカに守ってもらうことにしました。1947年9月に昭和天皇は、マッカーサーとアメリカに対し、沖縄を25年ないし50年ないしそれ以上、軍事占領することを希望するメッセージをだしました。新憲法のもと、単なる「象徴」なのにはです。しかも吉田首相の頭ごしに書簡を送ったのです。

サンフランシスコ講和条約の第3条が天皇のメッセージでいれたという単純なものとは思っていません。しかし戦後の歴史は結局、昭和天皇がアメリカにのぞんだ通りになりました。

第3条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦（そふ）岩の南の南方諸島（小笠原群島、西ノ島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

沖縄は戦後60年たっても占領されたままにあります。在日米軍基地の75%が沖縄に集中し、騒音の被害、事故、犯罪があいついでいます。

戦後沖縄に、憲法9条が適用されたことはありませんでした。本土復帰までは、アメリカの軍政下にあったから、適用しようがありません。その後日本に返還されたとき、ああこれで平和になるとおもった沖縄の望みは結局、裏切られました。返還後は本土の基地まで沖縄に集中されたのです。

こうやって、沖縄の犠牲でなりたった戦後の平和は、本当の平和といえませんが、沖縄の現実をかえなければ、沖縄にも9条が適用されるようにしなければ、9条を守ってきた意味がないといえます。

忘れてはならない問題・その2

一 戦争待望論が生まれる背景

もうひとつ、9条を守り生かす運動で忘れてはならないのは、とりわけ最近大きくなってきた生存権とのかかわりです。

生存権というのは、直接には憲法25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利を有する」、第2項「国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進につとめなければならない」、このことを意味します。

最低限度の生活をいとむ権利を有すること、社会福祉、社会保障、公衆衛生を国がきちんと行わなければいけないことを、25条は定めています。

近代の民主的な憲法は、18世紀から19世紀にかけて、イギリスやフランスで市民革命をへて、つくられてきました。この段階では、まだ生存権は明記されておらず、まずは自由・平等が憲法で保障されるべきとされました。

19世紀から20世紀にかけて、資本主義の矛盾が激化し、社会主義思想がでてきて、それに対する対応、結果として、資本主義においても、国が国民の最低限度の生活を保障すべきとして、生存権が認められるようになってきました。

しかしこれが、今の日本ではがたがたになっています。今日参加のみなさんをおみうけしたところ、そろそろ後期高齢者という方もいらっしゃるようですが、後期高齢者医療制度で年金からの天引きもはじまっています。この医療制度は、小泉政権が国会を通しており、老人をみずてるような制度ですが、これに限らず医療制度全般の改悪がすすんでいます。

年金記録の改ざんその他、めちゃくちゃな社保庁のやりかた、実態も次々に明らかになっています。年金とか医療制度とかは社会保障の根幹で、そこからがたがたにされてきているのです。

なぜそうなったか。これはとくに小泉政権以来、グローバル経済に対応するといつて、規制緩和を無制限におしすすめた結果です。国の財政赤字を解消すると称して、さまざまな規制を撤廃し、民間にゆだねる形にして、結果的にか

つて「一億総中流」といわれた国民意識がずたずたになるほど格差を拡大してきました。そういった流れの中で、社会保障の後退がすすめられてきました。

もうひとつ、小泉改革による格差拡大ではつきりしてきたのは、若者のフリーター化、ニート化です。若者に限らず、非正規雇用を大量に増やし、そういう人たちを景気の調整弁として、都合のいいように使い、いわゆる使い捨ての労働力としてきました。非正規雇用は急速にふえており、とくにバブル崩壊期に就職にあたった若者を中心に、大量のフリーターが生み出されました。彼らは正規雇用される見込みが全くなく、非常に追い詰められていて、そこでさまざまなことが起こっています。先日の秋葉原の事件、加藤智大容疑者もそうです。歩行者天国に突っ込んで、はねたり刺したり、7人も人を殺した。許されないことですが、彼が大量に残したメールの記録をみると、彼がいかに追い詰められていたかがわかります。青森高校にはいるまでは順調だったが、高校以来8年間負けっ放しという記録が残されています。高校にはいつてから成績があがらず、母の愛情は弟にうつっていったと彼は感じた。就職もうまくいかず、派遣社員になる。さらに解雇されるのではないかと考え、社会の自分への待遇に、ものすごい怒りを感じていました。彼を免責する気持ちは全くありませんが、彼の気持ちがとてもよくわかるという若者が非常に多い。加藤容疑者の気持ちに共感するのは、平和に反するのではないかと私は思います。

赤木智弘という人がいて、フリーターで、「希望は戦争」といいつづけています。彼は「論座」という雑誌に「丸山真男をひっぱたきたい、31歳フリーター、希望は戦争」という文章を発表しました。丸山真男を今の若者はほとんど知りませんが、戦後の民主化運動、平和護憲運動をリードした人です。その人を「ひっぱたきたい」と、どうして言っているのかというと、赤木氏は今の平和護憲運動に不信をもっているのです。

平和護憲運動を支持する人たちは、今の平和を守れといっている。そのために憲法9条守れといっている。でも現在が平和なのか。少なくとも自分にとっては、毎日が戦争のようなもの。

9条を守れとっているのは、正規雇用の人たちで、安定した収入や家族があって、とにかくそういう現状を守りたいから9条を守れとっているようにしか自分にはみえない。自分は31歳になってフリーターで、月収は10万くらい、自宅でしかすごせないし結婚もできない。自分はこのままでは正規雇用になれるのは全く無理だから、父親が亡くなったら、首をくくるしかない。ひとつだけ希望があり、それは戦争だ。もし今、戦争になれば、現在の格差がふつとぶ。現在、既得権益をもっている人は、その地位が脅かされる、逆になんら権益のない自分たちには、チャンスが生まれる。現状の秩序、勝ち組対負け組、正規雇用対非正規雇用に分かれ、先進国ではアメリカに次ぐ格差の大きさという日本で、平和を守れというのは、この格差を守れとっているようにしかきこえない。この秩序を流動化させるのは戦争しかない。だから希望は戦争、赤木氏はこういっています。

その赤木智弘氏が本をまとめている。「若者を見殺しにする国、私を戦争にむかわせるものは何か」という本。それはいくらなんでも極論ではないか、戦争になったら真っ先に、31歳のあなたは戦場に行かなければならないのではないか、命がなくなってしまうのではないか、人を戦争にまきこむのは無責任ではないか、フリーターで苦しいとっているが命があつてのことではないか、私たちはまずそう考えます。

赤木氏はしかし、そういう人たちは自分のことを全然わかっていない。自分たちはもうすでに毎日が戦争で、人間としての尊厳はぼろぼろにされて、絶望している。だから本当の戦争がおきたら、むしろ自分は日本人として、日本の兵士として戦い、死んだら英霊として靖国にまつられて、人間の尊厳が回復される。そのほうが自分にとって、よほど世間に認められることになる、こう述べているのです。

加藤智大容疑者以外にも、赤木氏のように、非常に絶望的な感覚をもっている人が実際にいます。赤木氏はこの事件に対して、気持ちはわかるといっています。

経済的に困窮してくると、戦争待望論がでてくるのは、歴史の中で繰り返されてきました。戦前の日本もそうでした。満州事変のあと満州国をおこして、そこで一旗あげられるかもしれ

ないと考えて、銃をもった移民が渡っていきました。同じことを繰り返してはいけないと思います。

アメリカでは、貧困層から米軍兵士がリクルートされて、イラクに行つて死んでいます。経済格差というのは、そういう意味で戦争につながっています。貧困層にとっては、軍に入ったほうが食べられる、戦争になって社会がかわったほうがチャンスは生まれる、こういう風に戦争に希望をもってしまう。

この問題は、憲法9条を守り生かす運動にとっても重要だと思います。平和と経済という二つの問題は切り離すことができません。いわゆる新しい貧困問題が解決できないと、こういう意識をもった若者が増え続けてゆきます。9条の支持が最近増えているといっても、このままでは、違った形の改憲、戦争待望論が増えてくると思います。

赤木氏は、自分の戦争待望論について次のように述べています。「現状の平和が、他の誰かにとっては平和ではないという現実を変革し、正しい平和を達成すること、それを最終目標にしている」。正しい平和を達成するために、戦争を希望するというのには違和感があります。

要するに彼からみると現状は正しい平和ではなく、一部の人の平和にすぎない。正規雇用で、安定した収入と家族があつて、こういう人たちにとっての平和であり、自分にとっては平和ではない。だからみんなにとって平和をめぎすのだとしています。現状の平和が他の誰かにとっては平和ではない現実を変革すべき、という彼の議論には耳をかたむけるべきと思います。

ここはとても重要な議論です。沖縄の問題とまったく同じ。本土の私たちにとって平和であっても、沖縄の人にとってはそうではない、他の誰かにとっては平和でないというのでは、9条を守ったとはいえないと思います。

沖縄の問題も非正規雇用の問題も、そうでない人にとってはなかなかみえにくい問題です。この赤木氏の議論とか加藤容疑者の事件を通して、非正規雇用、格差の問題が本当に深刻だと思知らされました。みえていないところから発せられている、こういった平和への思い、平和を追求する思いを聞いていかなければいけない。そうすれば、9条の字面だけ守ったり、国

民投票で多数をとって9条を守っただけではだめだとわかります。赤木氏は9条が守られても、自分にとって何の関係もないと言っています。9条が守られても、彼にとっての戦争状態は解決されないからです。

「ひとしく恐怖と欠乏から免れる」

最後に、名古屋高裁の判決にあった平和的生存権を、もう一度思い起こしていただいて話をおえたいと思います。繰り返しになりますが、憲法の前文で平和的生存権はこう、うたわれている。「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和的に生存する権利を有することを確認する」。「ひとしく恐怖と欠乏から免れる」という箇所に注目してもらいたい。戦争、恐怖から免れるだけでなく、欠乏からも免れるとあります。欠乏とは貧困や飢餓、病気まで含んでいます。欠乏から自由、恐怖や戦争から自由でなければ本当の平和とはいえない、これが平和的生存権です。今日とりあげた問題が9条と結びついていることがお分かりいただけるとと思います。

ぜひ、函館、道南の地でも9条の会を立ち上げて、日本、アジア、世界に本当の平和を実現していけるよう、いっしょに力をつくしてもらいたいと思います。

『9条世界会議 ダイジェストDVD』 販売開始！

5月3～5日に、幕張メッセで開催され、大反響を呼んだ世界会議の様子が1枚のDVD(120分)におさめられました。

- 1, 300円(10枚以上だと割引あり)
(音楽イベントは含まれていません)



申込みはこちらから・・・

<http://shop.whynot9.jp/shopdetail/005000000004/>

”もっともっと長生きしてください”と言うべきなのに・
・

現代の「うば捨て山」 後期高齢者医療制度 高崎暢弁護士と黒川一郎氏の対談

高崎暢弁護士：たかさき法律事務所所属
「たかさき法律事務所9条の会」をたちあげ、
6月に 澤地久枝さんを招いた講演会は、1200人を超える市民の参加で
大成功をおさ めました。

許しがたい制度

○高崎：「長生きは罪なのですか」と、自公政権が強行した「後期高齢者医療制度」に、国民の間で怒りが沸騰していますね。

○黒川：私は、1950年に札幌医大に入学し、55年に医師になったのですが、医療保険制度の角度から振り返って見ると、61年に全国の自治体で国民健康保険制度が実施され始め、国民皆保険が成立しました。70年代に革新自治体をはじめ各地で老人医療費が無料になり、ついで保険本人の負担が十割丸々公的負担になりました。国としても73年から老人医療費が無料化になりました。ここまでは福祉国家として程をなしているなどおもいました。岩手県沢内村の実践などがその時代をよく表現していると思います。

それが83年から老人医療費が有料化、84年から健保本人一割負担、97年から2割負担、2000年から介護保険法導入、01年老人窓口負担を定額制から定率制へ、2002年からは3割負担、そして06年には「後期高齢者医療制度」と、長いスパンで見ると加速度的に医療費の国民負担の増加、老人医療費の負担加重、

世代間の対立を煽るかのような制度改革が積み上がってきたといやでも感じさせられます。後期高齢者の世代（おおよそ大正後半から昭和一桁生まれ）は戦後の苦勞を乗り越え、また医療制度の変化をつぶさに体験し、極めつけに今回の制度改悪ですから、当局がなんと言おうと、怒りというのは格段に違う（本物だ）と思います。

○高崎：75歳という年齢を重ねただけで、いままで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は「年金天引き」され、払えない高齢者から保険証をとりあげ、一方で安上がりの差別医療を押しつけられる。こんなひどい制度は見たことがありません。

○黒川：後期高齢者医療制度反対の署名を呼びかけたところ、ある町内会の90歳の会長さんから手紙を貰いました。『私は後期高齢者医療制度の実施には反対の立場です。若くして従軍し、”赤紙が一銭五厘と言いい切り、一銭五厘の命なりせば”を経験しました。・私にしては予想外の署名を得ることができました。願わくは各人から頂いた署名の効果が発揮されますよう念願しております』というものでした。本当に怒り心頭に発した手紙でした。この方は私よりおよそ十歳年長で戦火をくぐった方の方です。この制度は老人に重い負担を課し、且つ世代間の対立を煽るような許し難い制度だと思えます。

戦争で苦勞した人々に重い負担を強いる

○高崎：この制度の狙いはどこにあるのでしょうか。

○黒川：社会保障費年間2200億円削減が大元にあります。前に述べたような医療制度改悪が80年代の中曽根内閣以来周到に計画されておりました。それを橋本内閣さらに小泉内閣が引き継ぎ、骨太方針とやらで医療費高騰亡国論などを背景にした新自由主義経済政策の医療版ではないでしょうか？この制度の詳細を知るにつけ、許し難いおもいです。

○高崎：この制度は、75歳から何人といえどもこの制度に囲い込み全員保険料をとる、前期・後期高齢者を引き離し、後期高齢者のみの保

険制度といわれています。

○黒川：1300万人が対象者です。いままで年収180万円以下で子供たちの扶養家族になっている人でも保険料を払う義務がでてきます。このような新たに保険料を負担するお年寄りは200万人といわれています。

○高崎：該当する方で負担が増える人がおおいといわれていますね。

○黒川：私の例ですが、私は医師国保に加入している78歳ですが、平成19年度は約14万円、ところが今回後期・・・の制度で20年度年金天引き約12万円、納付通知または振り替えで12万円計24万円、10万円たかくビックリしました。7割の方が今の支払い額より高く払うことになるそうです。保険料は2年ごとに更新され高齢者の医療費総額が増加すれば、とられる保険料が上がるシステムになっています。さらに高齢者がふえればそれに応じて75歳以上の保険者負担率が自動的に引き上がります。

○高崎：後期高齢者といえば、戦禍をくぐり抜けて戦後大変苦労した人たちで、もっともっと長生きしてくださいというのが人間の情ですよ。その上保険料を年金から「天引き」される、取りっぱぐれがないようにしたものです。それだけでなく、年金暮らしで最小限度の生活をしている人たちにとって、「天引き」は死活問題です。まさに生活するな、死ねといわれるのと同じ仕打ちですよ。

○黒川：前にもでてきましたが、保険料を滞納すると保険証を取り上げてしまうことが可能となりました。これまでに無いことで、これは老人には絶対にしてはならない仕打ちでありました。とりあげられて不慮の死を迎えた例は多々あり、独居老人で生活不如意の人には重大な問題ですよ。

高齢者の特徴を無視した医療制限

○高崎：医療内容も変わりますね。

○黒川：そもそもこの制度は75歳以上の人には異なる診療体系を作るということで、「高齢者には医療費をかけない」という狙いがあります。従来からの老人医療費の引き下げの徹底化ですね。2007年5月15日の政府経済財政諮問

会議で、経団連の御手洗富士夫会長が、「医療コスト削減のためには、診療報酬体系の水準を厳しく見直す必要があると強調し、特に08年度からの後期高齢者医療制度は、高齢者医療を中心とした制度設計が大事ではないか。さらにそのために、導入当初から等割払いを基本とした制度設計が大事でないか」と発言しました。しかしそのために診療、治療、検査の回数が制限されます。病院にとっては制限を超えた費用はもちだしとなるため、高齢者に手厚い治療ができない。粗悪診療や高齢者の病院追い出しにもつながる。厚生労働省の元局長すら「姥捨て山」と呼び、中曽根元首相でさえ、先日のテレビでは、老人を馬鹿にしているとかなり怒っていました。キャノンの創始者は御手洗毅さんという大分県出身で北大医学部卒の産婦人科医でした。恩師である札医大初代学長大野精七先生の清廉さをたたえた方でした。なにかそれを反射的におもいだしています。

話をもとに戻しますが、診療・検査等に制限があることについて、元検査技師さんが、高齢者の特徴を余りにも無視したもので、怒りにふるえると言っていました。

医療と介護の一体化サービス提供と言いますが、高齢者医療が介護に吸収される。それから75歳以上の健康診査ですが、目的が従来「健康の保持と増進」という義務目標だったものが広域連合の健康診査は義務でなく「努力目標」に格下げされました。だから老人保健法の第1条の目的から、「健康の保持」が削られ、代わりに「医療費の適正化」がくわえられたような始末です。実施市町村の数が道内で従来50だったのが5に激減したのにはビックリしました。高血圧を治療している・コレステロール・血糖の検査をしている人は健診をしない。実際に75歳以上の方の3.5%しか実施していないという所もあるやに聞きました。

○高崎：高齢者を病院から「追い出す」ための「後期高齢者退院調整加算」もつくられたといわれていますが为什么呢。

○黒川：だんだん話しが広がりますが、この対談で盛りきれないくらい多岐にわたる問題点があるのです。老人いや人間蔑視の思想が色濃く横たわっております。

たとえば、終末期の診療方針の話し合いの報

酬加算をするということですが、厚労省のある人は「医療費が際限なくあがっていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取って頂く制度である」と公言したということです。如実に世代間の衝突を煽るような言葉ではありませんか。

終末期相談支援料という科目もありました。医師が回復の見込みのないと判断した患者について本人・家族に延命措置をとらないことなどを文書で確認すると医療側に報酬が入る仕掛けであります。これはさすがに反対が多く7月1日付で有名な「凍結」措置がとられました。

大事な問題点が抜けていました。医療行為は「医学管理料」という名の下に包括医療制度です。月6千円の範囲で外来処置・検査・治療をせよというものです。この額で十全な医療行為はできるわけはありません。

主治医制度：この制度を立ち上げた理由に当局は「後期高齢者は複数の疾病を持つ・・・」と言ったくせに、主治医を選び担当医としては1人というのです。高齢者が複数の病気を持っているのは常識ですが、複数の病気には1人では担当しきれません。今のところ内科専門医で高齢者担当医として名乗りをあげたのは北海道15%、東京27%、大阪22%、青森0、そして全国的には内科医の24%だそうです（7月14日道新夕刊）。地域でも顕著な地域差がある。敢えて申し入れをした女医さんを知っていますが、彼女なりの決意だろうと思います。主治医が1人でも、他の医療施設でみてもらってもその病院施設の収入にならないのが現在の規則なのでまだまだ考慮の余地があります。問題がありすぎるのがこの制度の特徴でしょうか。

廃止しかありません！

○高崎：抵抗ありますよね。それにしても、医療費削減を目的にして、75歳以上の高齢者をどこまで差別しようとしているのですかね。憲法25条、憲法14条違反は明白ですよ。絶対に許せませんね。「後期高齢者慰労制度に怒る道民の会」が、不服審査請求の取り組みをしていますが、反応は如何でしょうか。憲法訴訟なども視野にいれているのでしょうか。

○黒川：いま一生懸命にやっております。これ

は全道の規模といっても良いと思います。この制度に対する怒り・批判は実は昨年9月1日の反対集会を境にどんどん昂揚していきました。集会は最初は500人、今年2月1日は1000人これは強調して過ぎることはないと思います。不服請求は全道で800人を超えています。全国的には3000人を越す異議申し立てがあるといえます。全日本民医連と社保協、年金者組合などは1万人分の不服請求をやりきろうととりくんでいます。一部手直しではゆるされないというのが圧倒的な民意です。憲法裁判も弁護士の先生などの協力で大いに勧めたいところです。

○高崎：さて、怒っているだけでは済まない問題がたくさん詰まっている「後期高齢者医療制度」は廃止するしかないですね。

○黒川：野党4党が共同で提出した後期高齢者医療制度の廃止法案は、6月6日参議院本会議で可決され、衆議院にまわされました。しかし周知のように、衆議院に法案がまわったとたん、民主・社民・国民新党は提出した法案の審議を自ら拒否、そのまま6月19日、国会が終了し、継続審議になりました。この間の法案に対する批判は止むことなく、先生の言われた廃止しかないというのが民意であることがより明らかになりました。社保協も絶えず呼びかけて運動を進めています。

彼等も部分的に譲っても、絶対諦めないでしょう。それでも怒っている人は日々に多くなっている、これは実感です。そしてこの制度の終息させるのは可能だと思います。

○高崎：憲法9条の会も広がりを見せています。憲法を守れという運動から、9条を生かせ、25条を生かせ、憲法をこの世に実現させる取り組みも必要です。

○黒川：本当に憲法を生かすのであれば、こんな後期高齢者医療制度なんていうのはありえないです。

○高崎：本日は有意義なお話をお聞かせいただき、ありがとうございます。

○黒川：私こそ先生の烈々たる心境を伺い身の引き締まる思いです。嘗て、私の中年時代健保本人十割保険給付・老人医療費無料時代これこそ福祉国家の歩みと心強く思いました。80年代後半からの医療制度改悪の結節点をこの制度

に見るおもいです。OECD 各国の医療制度の現在を見ると、日本は医療制度について如何に鎖国状態で盲目状態で推移してきたかを実感します。これをのりこえてこそ OECD の先進国家に引けを取らぬ豊かな福祉国家に至る道が開かれると思います。シッコという映画を見ました。アメリカ・フランス・カナダ・そしてキューバの現実を見て感無量でした。70年代日本の医療技術は現在から見ると過去のものとはいえ、医療制度は如何にあるべきか、医療技術とは何か、老人福祉は如何にあるべきか等々活発な議論が行われていたと思います。それを過去の事とせず、そのような時代が嘗て日本にも存在したということに確信をもち日々進みたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

注)

●2006年7月7日閣議決定（経済財政運営と構造改革に関する基本方針 いわゆる「骨太方針」）

- ①所得の伸びを超えて、医療負担が伸び続けることは不可能である。
- ②名目 GDP 等マクロ指標を基準に給付費の伸びを管理すべきである。
- ③高齢化が深刻になる前に、早期かつ徹底的に社会給付費の合理化を図る必要がある。
- ④年齢が上がるほど、1人当たりの医療費は高くなる。特に入院医療費は後期高齢者の占める割合が大きい。

*本対談は、たかさき法律事務所主催の元に行われたもので（7月17日）、ご好意により転載させていただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

私が観た映画 「SICKO」

黒川 一郎(札幌医大名誉教授)

私がみたシッコ SICKO については色々な思いがあるのですが、上映当時販売していた、パンフレットシネマ GGGR と、市販誌「シネフロント」356号(2007年7月刊)に沿って映画の場景を述べます。私が驚いたのはパンフの表紙に述べられる、賞賛の嵐です。

表紙に盛られたムーア3年ぶりの新作に押しよせる絶賛の嵐!

ムーアの魂の叫びに、心ゆくまで笑い、そして最後には心に突き刺さる!!—ローリング・ストーン誌

今度のムーアは愛に満ちている!!—バラエティ誌

「シッコ」を観たら、アンチ・ムーアも彼のファンになるだろう。—ハリウッド・レポーター誌

間違いなくムーアの最高傑作。—スクリーン誌

この映画で何かが変わるかもしれない。—ムービング・ピクチャー誌

鼻っぱしの強いアメリカの批評家やジャーナリストの多くが、映画の最中に泣いたことを認めた。—ウォールストリートジャーナル誌
ムーアの作品中、最も重要で、最も印象的で、最も挑発的な一本。—ロスアンジェルス・タイムズ誌

マイケル・ムーアは監督として大いに成長し、「シッコ」を完成度の高い作品に仕上げた。—フォックス・ニュース.com

こんなヘッドに始まるシッコのパンフレットに引き寄せられてこの映画を観た私。

OECD 各国の医療水準の比獲データと比較し

て我が国が今絶望的とも言える状態にあり、其処からはい上がろうとする我々日本人に大きな励ましを与えてくれます。

ムーアのこの映画は昨年2007年上半期の話題を攫いましたが、すでに彼は既に2002年に『ボウリング・フォー・コロンバイン』で銃社会に突撃!! アカデミー賞受賞。2004年、『華氏911』でブッシュ大統領に突撃!! カンヌ国際映画祭でパルムドール賞を獲得し、彼の発言は国際的にも抜きんでいます。

そして2007年、彼の新たな標的となるのは、世界中の誰もが関わりを持つ、医療問題でした。まず彼は母国アメリカの医療事情を暴露します

●救急車に事前申請が必要?! 「アメリカの医療制度はビョーキ SICKO」だ!!とムーアが吼えると、医療業界は厳戒態勢!!ブッシュ政権は大混乱!!

●医療業界の重役たちの髪がストレスで抜け落ち、ただちに「マイケル・ムーア対策マニュアル」(ご丁寧にも、ムーアそっくりさん実演DVD付きを制作)。全米支社に箝口令。

●ブッシュ政権はムーアに突撃取材先キューバへの不法入国の容疑をかけ、上映中止をちらつかせる!

●さらに、今度の大統領選候補者の多くが、「公的健康保険の導入」を公的に掲げ始める(去年の記事)。

●なんと、アメリカの健康保険充実度は世界37位、泣く子もだまる超大国が、先進国中最下位だ。

先進国で唯一国民健康保険がない(日本では猿まねをして後期高齢者から保険を奪う)。人口のうち4700万人が被保険者である。実に6人に1人が無保険で、毎年1.8万人が治療を受けられずに死んでゆく。しかしシッコはちゃんと保険に入っている米国の人々の現状を映画に写し撮っているのです。

世界一の超大国の病んだ現実を暴いて、ゾッとさせ、笑わせ、泣かせる「シッコ」。全米公開時はドキュメンタリー史上第二位(一位は華氏911)のオープニング興業収入を叩き出し、あまりの反響の大きさに、公開直後に異例の200もの多くの館で上映されるまでになったそうです。

{この映画はアメリカの病にムーアが処方した
苦い薬だ。2008年の大統領選挙ではこの医
療保険問題が争点となる。果たして、ムーアの
目的は達成されるだろうか?} このようにパン
フレットではこの映画のリアリズム、これに反
対した体制側の驚きビックリなども活写します。

しょせん他人事か？

さて、健康保険制度が常識の私たちから見たら、この米国民に与えられた鞭は所詮他人事か？いやいやそうではない。日本政府は現に医療費の大幅削減政策をひっさげてこの40年近い年月をかけて国民に向け周到に殴り込みをかけて居り、終着駅が後期高齢者医療制度であるのが見え見えになっています。米国の今は日本の明日かもしれないと画面をみて私は思いました。

1：事故で指を2本切断された中年の大工。保険を持たない彼に医師は訊く；薬指をつけるには1.2万ドル、中指は6万ドル、安い方を選んだ彼の手には中指がない。2。保険がなく病院を盟まわしにされた子供、3。保険が無く、支払能力がないからと、タクシーで人気のない路上に連れだされ、文字通り抛り出され捨てられた介護施設の老人、そういった状況がつぎつぎと映し出されます。保険会社のせいでアメリカ国民の命は日々脅かされている。WHOの調査でアメリカの保険充実度は世界37位だそうです。

どうしてこんなになったのか？ムーアは70年代のニクソン政権時代に遡り、健康保険が悪化した事情を振り返っていきます。背景に利益率アップを至上の目的とする民間保険会社、そして彼らから高額の献金を受け取る政治家が居る。保険会社は捲し立てる；公的医療保険制度の導入は官僚的であり、社会主義への第一歩であると恐怖を煽り、現在の制度がベストだと国民を洗脳します。

嘗て90年代はじめ、ヒラリー・クリントン氏が政府が運用する国民皆保険制度に切り替えようと提唱したが、結局彼らの圧力によってつぶされたそうであります。そして政治献金を受け取る側を支持する側にたったといいます。保険会社は自分に都合の良い政策を通す政治家に献

金をし、保険会社のトップの地位に厚遇し、彼らは年二億円以上を稼いだりすると言います。さらに彼らは、自分の年収が更に増え続けるために会社の利益増進をはかる、つまり保険料を払わないように徹底的に努力する、たとえば加入者が加入時に過去にある病歴を隠していたと無理矢理暴き出し、専門の担当者を送り断固として金を払わさないようにする。「病歴が存在しなくなっただけかまわない。それでも拒否する方法がある」と過去にこの仕事を担当していた男性（医師？）は語る、そして「今、もうやっていないことがうれしい」とも言ったという記事もあります。一部の政治家と、保険会社のトップが儲かるために、毎日のように命を落とす加入者がいる。ムーアはスクリーンからこのような実態をわれわれに訴えます。

他の国はどうか

ムーアは次に隣国カナダ、フランス、イギリスに飛び、医療事情を1人1人の現地の実情を報告します。それを見て私共の40代初めから50代前半つまり1970年代当時の日本・・・健保本人十割給付、老人医療費が実際に無料だった頃・・・とよく似ているなどおもいます。

カナダでは国境を越えて骨折の治療に来たアメリカ人と逢った。なぜカナダに来たのか。それはカナダなら治療が無料だからだ。イギリスはどうか。ここには国民医療サービス（NHS）というシステムがあり、税金で国民の医療費が賄われるようになっている。薬はどんなに多くても患者負担は日本円にして1200円である。ムーアが医師や患者に治療費は？と訊いても「タダ、だ」と彼らは言う。おまけに窓口では病院に来るための交通費を病院が患者に払い戻す。

（日本では長期透析患者の半分近く約13万人がボランティア、タクシーで送迎してくれるがそれ以外には知らない）。ムーアはここで観客に問いかけます。” 思えばアメリカだって学校教育は無料じゃないか、郵便料金は世界一安いじゃないか、図書館に行けばただで本を貸してくれる、つまりアメリカだって社会主義化していることは結構あるじゃないか？ どうして医療はそうしないのか” と静かに問う。これには説得力

がありました。イギリスではさらに家庭医の制度があり、医師は公務員である、国民が健康な生活を維持できるように国家が保証している。アメリカとは大きな違いだ。次なる国はフランスだが、フランスでも医療費は無料だ。腫瘍の手術で3ヶ月休んだ労働者に3ヶ月分の給与がそっくり支払われる、国から65%、企業から35%である。有給休暇は普通のサラリーマンでも年に2ヶ月から2ヶ月半の夏期休暇があり、パート労働者でも五週間の有給休暇が貰える。名目でなく実際に法律できまっているから実際にとれるのだといいます。パリに住むアメリカ人はフランスに住んで本当に良かったという。もっとも私が1990年代の末期パリに観光旅行をしたとき、日本人で長年パリに住んでいるガイドがフランスでは数十年医療費が無料で助かっていたが、一部負担になるらしくて不安だと洩らしていた。もっとも1割負担としても日本より20年以上遅れて一部負担が課せられたことになりました。

圧巻はキューバ訪問記であります。キューバにはアメリカ海軍のグアンタナモ基地がある。ここでのアルカイダの戦士にたいする拷問が国際世論で問題になったとき、ブッシュ政権の閣僚や軍の幹部は米議会で、アルカイダの被疑者はきちんとした医療を受けていると証言したのですが、ムーアはこれを逆手にとり、“9.11テロで倒壊したビルに入って、被災者を救出したために健康を損じた人々に対し、アメリカ政府はなんの手もさしのべていない”。そのうち3人(9.11のビル災害の救出にあたった)をグアンタモ基地の前まで船を進め、アルカイダの闘士と同じようなきちんとした治療を受けさせるべくマイクでよびかけます。マイアミからボートをチャーターして、キューバまで航海するので。グアンタモ基地の海側には機雷網が張り巡らされている。その手前まで行ったムーアは基地にむかって呼びかけます。基地側は仰天したに違いありません。やがてサイレンが鳴った。銃撃されても可笑しくない危険な状態で、我々観客は固唾を呑みます。ここから監督一行はキューバに入国する。手の内は見せない。許可無く入国すれば、アメリカの法律違反で逮捕されてしまうからです。キューバ側から撮ったグアンタモ基地だけが映し出される。

キューバ国内の画面はアメイヘイラス兄弟記念病院で高層ビルの病院が写しだされます。病室は清潔で、医師・看護師はきさくです。受付で治療してもらえるかとムーアが訊ねると、名前と誕生日を告げるとそれだけで治療して貰えた。町中を回るとブロックごとに薬局がある。アメリカでは120ドル(約1万4千円)だった薬がたったの5セントつまり6円であった。「トランクに入るだけ、どっさり買いたいわ」とムーアが連れてきた女性は言う。ここでムーアは叫びます。「キューバは世界最悪の地、最も邪悪な国だと我々は45年間聞かされてきた。ところがキューバの医療は世界でも最高の水準で(予防医学・国際貢献では抜きんていますが、医療技術水準の程度は多々異見もみられますが)、しかも国民は無料で治療が受けられる!」。医師数は革命直後の6千人から今7万5千人で国民1人当たりの医師数は人口当たりではアメリカ・日本よりも多い。予防医学が発達し、街のあちこちに診療所があり、ホームドクターが住民を巡回している。南米はじめ世界の開発途上国にいる貧しくて治療を受けられない子供を招いて、無料で治療している。南米はじめ国際的に医師を派遣し、援助しているのはよく知られている。米国から来た3人は消防士であるらしかった。キューバの消防士が見舞に駆けつけ、“人道的なあなた方の行為は我々消防士の誇りである。色々援助させて欲しい”と、国際的な同業者の連帯行動を繰り広げる。これらを見てとても感動的なシーンであると思いました。

付) 各国の医療制度

映画では各国の医療水準。医療制度などは生々しい現実が映し出され、具体的な医療制度はパンフレットの情報とinternet情報から引用します。

①カナダ：60年代にかなり似通ったアメリカとカナダの医療システムは、その後まったく違う道をたどり、今や両極端である。カナダ国民は医療費原則無料、現在政府は治療費、診察費など国民医療費のおよそ7割を負担。処方箋、緊急治療室、歯医者、検眼はごく一部しかカバ

一されていないが、これらの部分はたいてい雇用主が民間の保険会社と契約をして満たしている。医師不足が問題になっているが、それでも日本よりは多い

②フランス：WHOによると世界一。一般の医師に予約無しで診察して貰える。たとえフランス国民でなくとも、診療費は1ユーロ程度で、ダイアル15を回せば、時間外診察のアポも取ってくれ、往診も可。家族計画・一定の病気の予防対策に熱心で、妊婦・学生などにとりわけ寛大である。長期疾患の場合は殆ど医療費はかからないという。平均寿命が毎年3ヶ月づつ延びているのもこの制度のおかげだという。70年代日本でも平均寿命の延びが相対的に高かったことを思い出す。(岩手県沢内村の様な例)

③イギリス：NHS (national health service) 1975年4月5日に設立された国民保険制度で、支払能力よりも治療の必要性を最大に重視し、国民すべてに医療サービスを提供する目的を持つ。WHOでも最も優れたシステムと評価される。医師の給与は診た患者数でなく、診察内容の質によって評価される。患者は月々一定の医療費を払うだけでいくらかでも必要な薬を貰えるという。地域密着型医療で電話やオンラインで24時間プロの看護師から医療アドバイスを受けるサービスも始めたという。

④アメリカ：HMO (Health Maintenance Organization) 医療費を抑えるために考案された

健保制度で、もっともポピュラーでチープで問題の多いシステムである。被保険者は、加入する保険会社のネットワークに参加する医師の中からひとり、自分のドクター(ただしこれとは別に PPO (Preferred Provider Organization / 特約医療機構) と呼ばれるシステムもあり、こちらは月々の保険料は HMO より高いが、専門医にアポをとることができる。どこやら後期高齢者医療制度のシステムに似ている。

⑤キューバ：カストロがキューバ国民の健康を大幅に改善したのは事実であり、現在多数の医師を養成し、高度の医療水準を保ちベネズエラを始め南米各国に医師を派遣していることは知られている。

革命前、キューバには6千人しか医師が居らず、それも殆ど首都ハバナで診療しており、農村の人々は医療を殆ど受けられなかった。その半分の3千人の医師は革命直後海外に流出したと言うから、のこり3千人の医師でキューバの医療が始まったのであろう。現在医師数は7万5千人(6万人余りという情報もある)。伝染病と寄生虫の撲滅を大きな目的とし、60年代にはマラリア、ジフテリアを根絶した。現在この国の医療はラテンアメリカ諸国の中で最高といわれ、医療費はすべて無料、予防医学に重点を置くが、早期の段階で医療を受けられるようにして高額な医療を防いでいるのもおおきなポイントといわれる。



<<会員の皆様へのご案内>>

鎌田實・土山秀夫両氏をお迎えして

世界平和アピール7人委員会とのジョイント講演会を開催いたします。

湯川秀樹、朝永振一郎、川端康成、小柴昌俊さんら、ノーベル賞受賞者が委員を務めてきた「世界平和アピール7人委員会」が、11月15日に札幌（札幌大学プレアホール）で講演会を開催します。そのプレ企画を当会と共催で行うことになりました。

「がんばらない」などの著書を持ち、チェルノブイリ・イラクへの医療支援をすすめている鎌田實さんと、7人委員会委員で元長崎大学長（病理学）の土山秀夫さんをお招きして、豪華「2本立て」講演会です。

ご案内を同封いたしましたので、どうぞご覧下さい。皆様お誘い合わせの上、ご来場下さいますよう、よろしく願いいたします。

会費未納の皆様へ、請求書を同封させていただきました。

この機会にぜひ会費の納入をお願いいたします。郵便振替用紙には、昨年度（07年度）未納の方は、2年分の請求としております。今年度分のみの方には「年会費」という請求になっております。（すでに納付済みの方には送付していません）

あわせて募金にもご協力いただけますと幸いです。なにとぞよろしくお願いいたします。

会費納入で行き違いなどありましたら、大変申し訳ありません。

ご不明な点がありましたら、事務局までご一報いただけますよう、よろしくお願いいたします。

会報へのご意見・寄稿を大歓迎いたします。「名前」も募集中です。

まだ第2号の会報ですが、皆様のお力添えで、より親しまれる会報をめざしたいと思っております。みなさまからのご意見や寄稿を大歓迎いたしますので、事務局までお気軽にお送り下さい。

また、会報の名前も募集中です。どうぞよろしくお願いいたします。

2008年度 共同代表

黒川 一郎	札幌医大名誉教授	安田 慶秀	北大名誉教授
三上 一成	三上整形外科医院院長	薄井 正道	東北北海道病院院長
中井 秀紀	前北海道民医連会長	菅野 保	菅野歯科医院院長
能條多恵子	前富良野看護専門学校校長	落合 裕昭	元北海道作業療法士会副会長
越田 靖夫	元北海道臨床検査技師会副会長		
<幹事長>	猫塚 義夫	勤医協札幌病院	

事務局 〒001-0014 札幌市北区北14西3 8-3
電話 (011) 758-2648 FAX (011) 716-3927
<http://iryo9jyo.dosanko.org/> 9jyo@dominiren.gr.jp

